

京都市に転入された方の3回目接種券のお届けについて

新型コロナワクチンは、接種する際に、接種券に記載の住所と京都市での住民票所在地が一致する必要があります。



2回目接種を終えた後に京都市に転入された12歳以上の方は、本市が転入前の自治体での接種記録を確認して接種券をお届けします。
(申請は不要です)

ただし、転入前の自治体で、接種記録が登録されていない等の理由により、お届け予定日を過ぎても接種券が届かない場合は、接種券の発行について、本市コールセンターまで御連絡ください。



[接種券お届け時期
確認WEBサイト](#)

転出前の住所地で既に3回目接種を受けられた場合でも、接種記録の登録には一定の時間がかかるため、入違いで京都市から接種券が届いてしまう場合があります。お手数おかけしますが、その場合は御自身で接種券を破棄していただきますようお願いいたします。

<京都市民以外の方のワクチン接種（京都市に住民票のない方）>

出産のために里帰りされている方や、遠隔地から下宿されている学生、単身赴任されている方等で京都市への転入手続きをしていない方は、住民票所在地の自治体から発行された接種券に加え、「住所地外接種届出済証」をお持ちいただくことで、京都市でワクチン接種を受けることができます。

また、本市コールセンターに電話して集団接種会場での接種を予約することもできます。

「住所地外接種届出済証」は
コロナワクチンナビ（厚労省）から
取得できます。御不明な場合は本市
コールセンターまで御連絡ください。



[コロナワクチンナビ](#)



京都市新型コロナワクチン接種コールセンター（受付時間 8時30分～17時30分）

TEL : 050-3310-0371 / 0570-040808 / 075-950-0808

FAX : 075-950-0809

どの番号でもコールセンターに繋がります。おかけ間違いのないよう御注意ください。